

# 令和 7 年度以降の相談支援体制(体制の見直し)

## 1 経緯

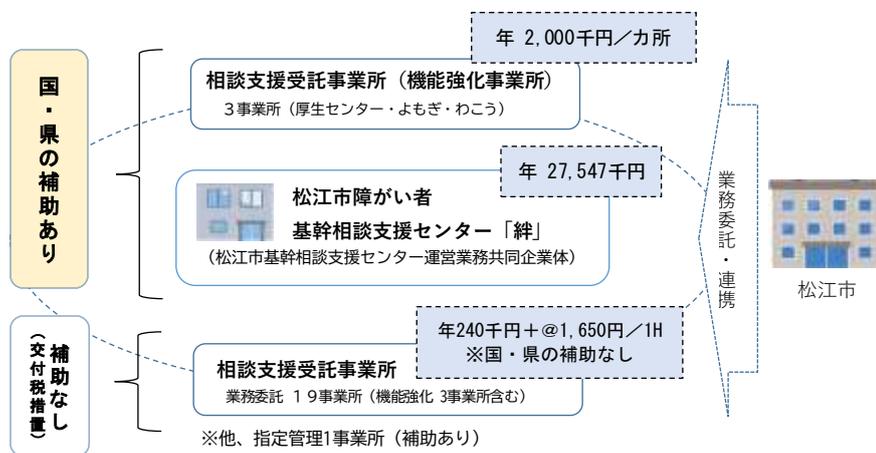
### 国「地域生活支援事業補助金実施要綱」の改正

○「地域生活支援事業」とは、市町村が主体となり、国県の補助金を得ながら、障がいのある人が自立した社会生活ができるよう、地域特性等に応じ、柔軟に効果的に実施する事業。

【例】相談支援事業、地域活動支援センター事業、意思疎通支援事業 など

○「相談支援事業」における補助事業「基幹相談支援センター等機能強化事業」において、「基幹相談支援センター絆」、機能強化事業の委託（3 か所）については補助を得て実施してきたところ。

※機能強化事業：一般的な相談支援事業とは別に、相談支援体制強化の取組を委託。



○令和 6 年 4 月に補助金実施要綱が改正され、「基幹相談支援センター等機能強化事業」が次のとおり変更された。

### 【主要な変更箇所】

	新	旧
補助事業名称	基幹相談支援センター_機能強化事業	基幹相談支援センター等機能強化事業
補助対象	基幹相談支援センター事業の運営  ※機能強化事業の運営が補助対象外となった。	○基幹相談支援センター事業の運営 ○基幹相談支援センターに準じた機能を持つ事業の運営

※令和 7 年度から上記のとおり変更。（6 年度は経過措置で据え置き）

## 2 検討課題

- ・令和 7 年度の相談支援体制（主に機能強化事業のあり方）
  - －相談支援検討チームで検討を実施。（機能強化事業所を加え検討）

## 3 検討

- ・既に、国の地域生活支援事業においては、機能強化事業という考え方はない。(なくなった)
- ・補助金減額により、市のみで同じ事業の継続はできない。
- ・一方、従前の機能強化事業の役割と、主任相談支援専門員の役割が重複しているという意見があり、一定の整理の必要性あり。
- ・国は、令和6年度報酬改定により主任相談支援専門員配置加算(Ⅰ)を創設。

国は、対象となる事業所について「基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、地域において中心的に基幹相談支援センターの中核的な業務を担う事業所」と標記。

➔「主任相談支援専門員」について、相談支援体制の中核的な立ち位置を報酬上でも明確にしている。

### 【新規】 主任相談支援専門員加算(Ⅰ) 300単位

(概要) 基幹相談支援センターに準ずる相談支援事業所として、主任相談支援専門員が、他事業所を含む従業者へ指導・助言などを行い、地域全体の支援体制の強化に取り組む。なお、基幹相談支援センターの取組に明確な役割をもって協力する。

(前提要件) 次のいずれか

- 基幹相談支援センターを受託している事業所
- 児童発達支援センターに併設の事業所
- 地域の相談支援の中核を担う機関として市長が認める事業所

### 【継続】 主任相談支援専門員加算(Ⅱ) 100単位

(概要) 主任相談支援専門員が、自事業所又は他事業所の従業者へ指導・助言などを行い、地域全体の支援体制の向上に取り組む。なお、基幹相談支援センターの取組に協力する。

## 4 対応(検討結果)

- ・基幹相談支援センターをサポートし、絆と共に相談支援体制の強化等を行う役割(中核的役割)は、当該役割を担うことを届け出た事業所の主任相談支援専門員が担うものとし、その事業所に配置加算(Ⅰ)を認める。
- ・従来の委託による機能強化事業は廃止する。
- ・配置加算(Ⅰ)の要件は、別紙のとおりとし、必要に応じ要件を見直す。

